

遊佐パーキングエリアタウン
計画検討委員会意見書

平成27年12月

遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会

目次

1. 基本的な考え方	2
2. 道の駅制度の概要	3
3. 整備の目的とコンセプト	6
3.1 整備の目的	6
3.2 整備のコンセプト	6
4. 本線との接続方法及び整備する場所と整備手法	7
4.1 本線との接続方法及び整備する場所	7
4.2 整備手法	8
5. 求められる機能と施設の概要	9
6. 施設規模及び配置	12
7. 施設の整備、管理・運営方式	13
8. 整備に当たって配慮すべき項目	14
9. 資料	15

1. 基本的な考え方

高速道路ネットワークの整備は、公共交通機関が乏しく、自動車に依存せざるを得ない地方にとって、地域産業・経済の発展、地域の活性化や特色あるまちづくり、さらには、災害時における緊急輸送など、極めて重要な課題です。

東日本大震災では、震災直後から、高速道路によって救援物資や車両、人的支援が被災地に届けられ、多くの被災者の救援活動にあたることができるなど、高速道路が「命の道」であることが証明されました。

平成21年度に日沿道「酒田みなと～遊佐」間が事業化決定し現在建設が進められています。また、平成25年度には山形・秋田県境区間の「遊佐象潟道路」が国の直轄事業として事業化が図られることとなり、全線ネットワーク化に向けて大きく前進しています。

遊佐町そして環鳥海地域の産業経済、文化の向上発展と住民の安全・安心、さらには、日本海沿岸から鳥海山山頂まで僅か16キロメートルという世界的にも稀有な景観を活用し、地域が連携して観光振興等による地方創生を実現し、経済に好循環をもたらすストック効果を早期に発現させることが必要です。

そのようななか遊佐町では、高速道路の整備により単に通過される町とならないよう、高速道路を活用して次の世代にどのような形で地域活性化をもたらすことができるのかを考え、シンポジウムなどを開催しながら、無料の高速道路へ休憩施設を整備する必要性を提唱し「遊佐パーキングエリアタウン構想」を提案してきました。

そして、平成26年度には構想の具体化に向け、道の駅の制度を十分に理解し、休憩施設の必要性やあり方、新たな機能の強化について学ぶため、民間と共同して「遊佐パーキングエリアタウン構想勉強会」が開催されています。

私たち委員は、このような経過を踏まえ、今年6月に本委員会が設置されてから先進地視察や講演会などを交え、遊佐パーキングエリアタウンの基本コンセプトや機能、整備手法、管理運営方式など様々な視点で議論を重ねてきました。

つきましては、この意見書が、遊佐パーキングエリアタウンの整備に十分に活かされ、遊佐町そして環鳥海地域の地域活性化に大きく貢献することを願います。

2. 道の駅制度の概要

(1) 道の駅とは

長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加するなかで、道路交通の円滑な「ながれ」を支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のための「たまり」空間が求められています。

また、人々の価値観の多様化により、個性的でおもしろい空間が望まれており、これら休憩施設では、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し多様で個性豊かなサービスを提供することができます。

さらに、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されます。

こうしたことを背景として、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設「道の駅」が誕生しました。

(2) 「道の駅」の基本コンセプト

「道の駅」の基本コンセプトは、

図 2.1 に示すように休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つから構成されています。

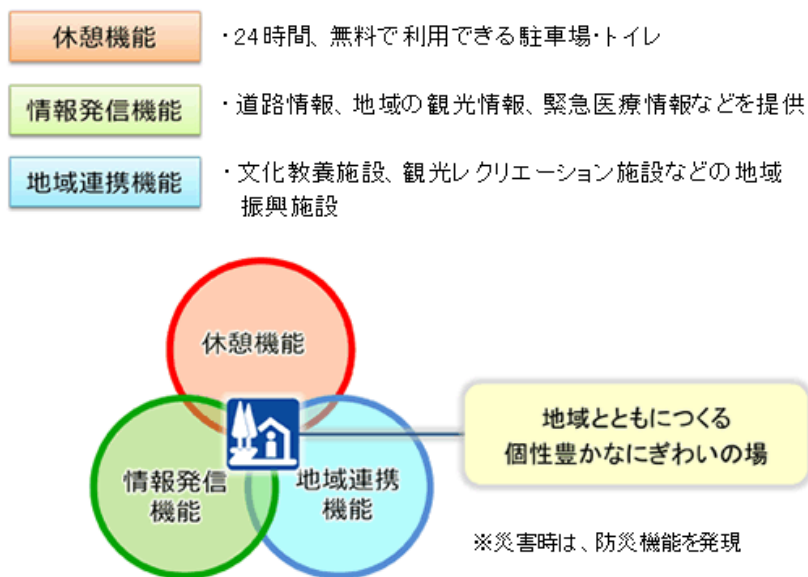


図 2.1 「道の駅」の基本コンセプト

出典：国土交通省 HP (<http://www.mlit.go.jp>)

(3) 「道の駅」の施設配置

道の駅の施設配置は、駐車場、情報提供施設（道路管理者または市町村等で整備）と地域観光施設（市町村等が整備）が基本となります。

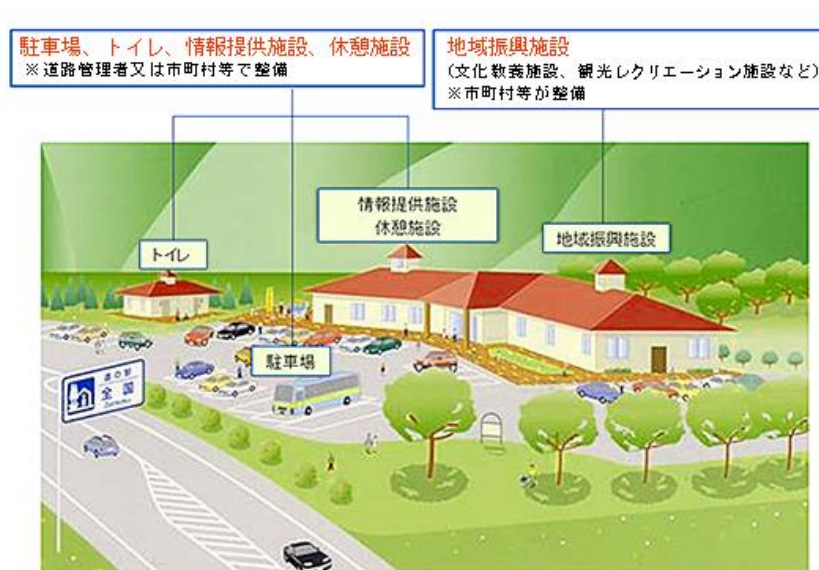


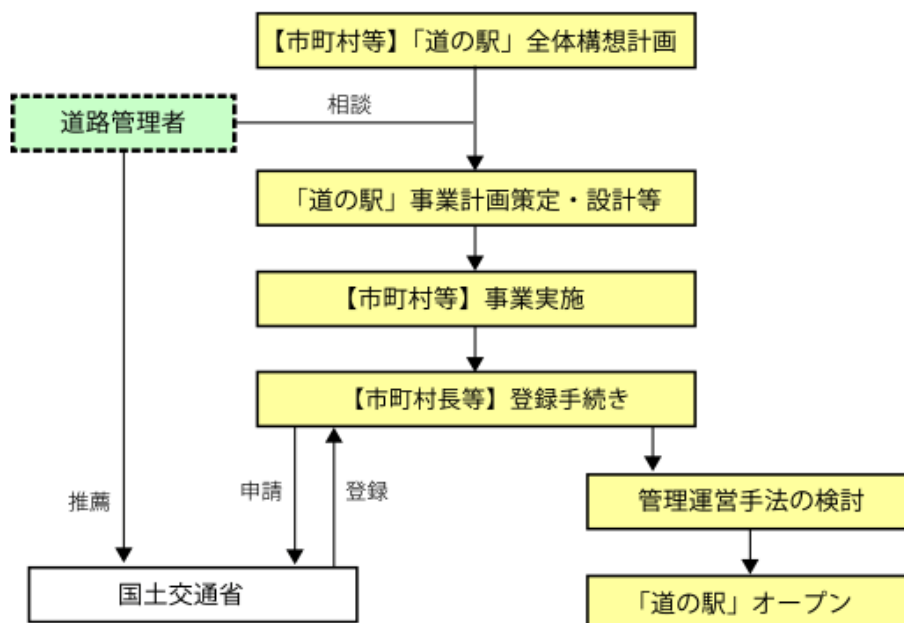
図 2.2 「道の駅」の施設配置

出典：国土交通省 HP (<http://www.mlit.go.jp>)

(4) 「道の駅」整備フロー

「道の駅」オープンまでの流れは、

図 2.3 に示すとおりです。



※道路管理者の簡易パーキングの計画がある場合、道路管理者が整備する簡易パーキングと一体的に整備する場合がある。(一体型)

図 2.3 「道の駅」の施設配置

出典：国土交通省 HP (<http://www.mlit.go.jp>)

(5) 「道の駅」の設置者、登録方法

「道の駅」は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置し、登録は市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録します。また、整備の方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類があります。

平成27年11月5日現在、「道の駅」総数は1,079駅となっており、うち、一体型は606駅(56%)、単独型は473駅(44%)です。

整備主体と整備内容

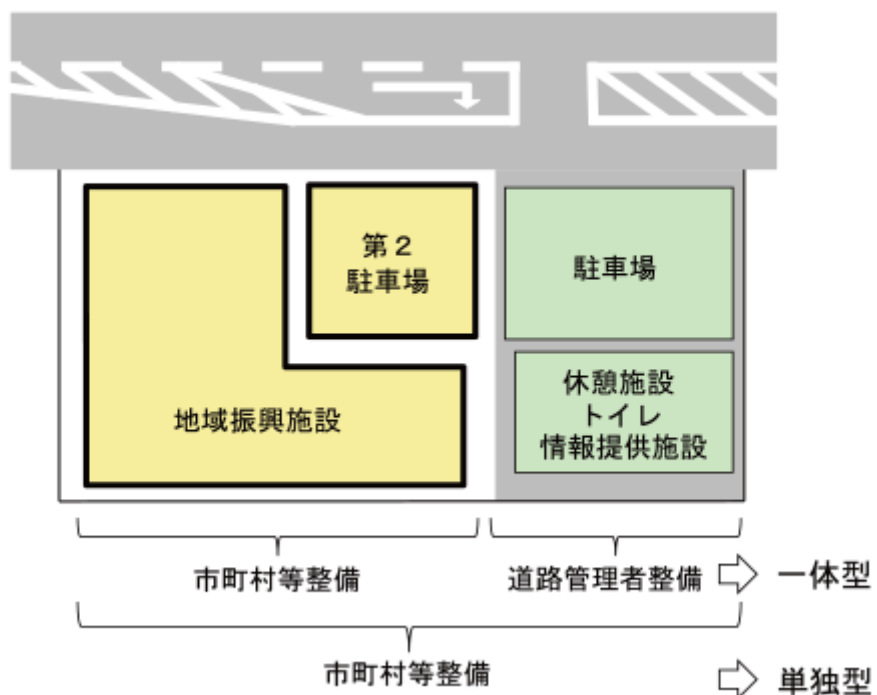


図 2.4 「道の駅」の整備主体と整備内容について

出典：国土交通省 HP (<http://www.mlit.go.jp>)

3. 整備の目的とコンセプト

3.1 整備の目的

少子高齢化を伴う人口減少は、高齢者数の増加と労働力人口の減少をもたらし、生産や消費といった経済面の低下、土地利用転換の動きの弱まりなどによる土地利用面への影響、地域コミュニティ機能の弱体化、社会保障制度の不安定化、税財源の減少による公共サービスの縮小、地域における防災・防犯機能の低下など、さまざまな影響を及ぼすことが懸念されます。

これらの課題に対して、遊佐町では新たに設置を検討している「道の駅」を遊佐パーキングエリアタウン（遊佐PAT）として、地域の小さな拠点の中心と位置づけ、産業振興やエネルギー、防災機能など様々な機能を併せ持つ施設を整備し、地域の発展に寄与することを目的としています。

3.2 整備のコンセプト

遊佐町は、町のシンボルである鳥海山をはじめ、国定公園に指定されている日本海の海岸線、二ノ滝や高瀬狭など風光明媚な自然が豊富に残されています。そして鳥海山を起源とする豊富な水資源を活かし、月光川や日向川流域の肥沃な平野部での稲作や、砂丘地での畑作等の農業を基幹産業として発展してきました。

遊佐町では、鳥海山（山）、日本海（海）を主体とした自然観光資源や十六羅漢岩、鳥海山大物忌神社などの文化観光資源に恵まれており、町内には年間利用者数が200万人を超える道の駅鳥海「ふらっと」、日本海を眺望可能な鳥海温泉「遊楽里」など観光施設が整備されています。

このような背景を踏まえ、新たに整備する「遊佐パーキングエリアタウン」では、整備のコンセプトを次のように掲げます。

～ 鳥海山観光及び環鳥海地域の農水産漁村のゲートウェイとして、
産業・観光の発信・連携・発展拠点となるパーキングエリア ～
キーワード：鳥海山、豊かな水資源、岩ガキ、遊佐米、環鳥海地域の歴史文化、防災拠点

○鳥海山観光のゲートウェイ

鳥海山麓3市1町で取り組んでいるジオパーク構想の拠点施設となるジオパークセンターを開設するなど、鳥海山をターゲットとした情報を発信する施設。

○観光の拠点

観光案内窓口を設置し、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど農業・漁業と結びついた観光の情報提供やジャパンエコトラック構想による外国人観光客や登山客などの目的にあった案内機能を付加した施設。

○農林水産業六次産業化の拠点

農産物や岩ガキなどの海産物の産直販売を基本とし、加工施設を併設した農林水産業に貢献する地域の働き場を創出する施設。

○防災・エネルギーステーション機能

再生可能エネルギー発電施設を設置することで、平常時は低炭素社会、省エネルギーなどに貢献。貯水タンクを備え、非常時は防災拠点として活用できる施設。また、水素自動車の普及を見据えた水素ステーションの整備。

4. 本線との接続方法及び整備する場所と整備手法

4.1 本線との接続方法及び整備する場所

町内に計画されている日沿道は、無料区間の高速道路であり、本線と「道の駅」の接続方法は

図 4.1 に示すように、本線直結型、または IC 近傍型が想定されます。



図 4.1 本線と「道の駅」の接続方法

出典：第15回道路分科会（国土交通省）

接続方法については IC の詳細な情報が確定した後再度検討する必要がありますが、いずれのタイプになる場合においても、高速道路利用者が「道の駅」にアクセスする際の利便性を重視した接続方法となることを望みます。

また整備場所についても IC の詳細な情報が確定した後再度検討する必要がありますが、整備コンセプトで掲げた「鳥海山」の眺望を最大限に生かせること、将来的な事業の拡張性にも対応できることを考慮し、図 4.2 に示したように IC の東側が望ましいと思われます。

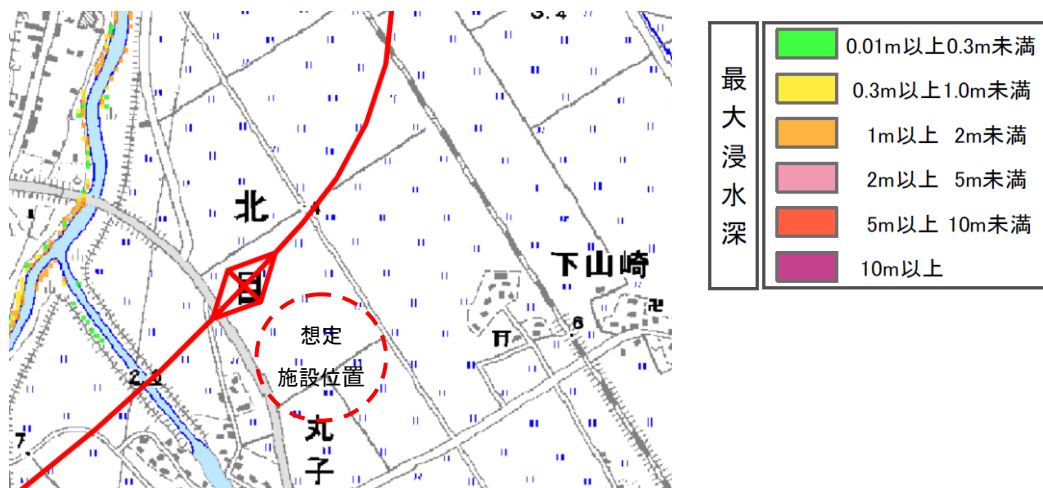


図 4.2 整備する場所の想定位置図

4.2 整備手法

道の駅の整備手法には、一体型と単独型があり、県内では18か所ある「道の駅」のうち、単独型が12駅と多くなっています。

山形県が今年度策定する「やまがた道の駅ビジョン2020（仮称）」では、無料高速道路IC近傍に設置される「道の駅」は、国土交通省とも調整のうえ、できるだけ一体型として整備する方針が示されているため、今回設置する「道の駅」は、一体型での整備が望ましいと考えられます。

表 4.1 山形県内の道の駅の整備状況

駅名	整備手法	施設面積（㎡）		
		全体	市町村等整備分	道路管理者整備分
月山	単独型	14,000	14,000	0
河北	一体型	6,000	1,500	4,500
寒河江	単独型	220,000	220,000	0
あつみ	単独型	13,474	13,474	0
にしかわ	単独型	3,900	3,900	0
いいで	一体型	23,500	16,700	6,800
むらやま	一体型	21,230	13,983	7,247
とざわ	単独型	130,000	130,000	0
鳥海	単独型	10,500	10,500	0
田沢	一体型	5,800	1,700	4,100
白い森おぐに	単独型	21,700	21,700	0
おおえ	一体型	8,186	251	7,935
庄内みかわ	単独型	62,500	62,500	0
たかはた	単独型	12,186	12,186	0
天童温泉	単独型	34,213	34,213	0
尾花沢	一体型	15,410	4,260	11,150
白鷹ヤナ公園	単独型	15,610	15,610	0
あさひまち	単独型	5,976	5,976	0

5. 求められる機能と施設の概要

求められる機能と施設の概要は、計画検討委員会、ワーキンググループにおいて出された意見により整理を行いました。パーキングエリアに求められる基本的な機能は、次に示す①～③が挙げられます。これに④新たな観光を創出する拠点として必要とされる機能と⑤防災・エネルギーステーションとして必要とされる機能を含め、5つの機能に分類し、さらにそれぞれの機能のコンテンツに細分化しました。

① 休憩施設として必要とされる機能

駐車場、トイレなどは、パーキングエリアとして必須の要素となることから、基本的な機能として分類を行いました。また、無料WI-FIなど休憩施設の利便性に繋がる付加的な機能（施設）についても、こちらに分類します。

想定する整備内容は、以下とします。

- ・ 24時間利用可能な駐車場、快適で魅力あるトイレ（パウダールーム）、電話【道の駅登録に必須】
- ・ 無料WI-FI
- ・ コンビニエンスストア
- ・ 軽食コーナー
- ・ ガソリンスタンド
- ・ 電気自動車の急速充電
- ・ RVパーク（車中泊に対応した施設 電源供給設備など）
- ・ ペット連れ利用者に優しい施設

なお、駐車場については冬期の積雪を考慮し、除雪（雪置場）も踏まえたスペースを確保することが必要と考えられます。

② 情報発信施設として必要とされる機能

情報発信先として、道路利用者、観光客、地元住民が考えられます。それぞれに提供する情報については、質・量が異なると考えられることから、ここではこの3つに分類を行いました。

想定する整備内容は、以下とします。

- ・ 情報コーナー【道の駅登録に必須】
- ・ ジオパークセンター、観光案内所

③ 地域連携施設として必要とされる機能

主に地元の産業の活性化に係る内容とし、地元農林水産物の販売、地元食材の飲食、働き場の創出の3つに分類しました。

想定する整備内容は、以下とします。

- ・ 特産品供給施設（直売施設、お土産販売、加工施設）
- ・ レストラン（環鳥海フードコートなど）
- ・ 会議室

④ 新たな観光を創出する拠点として必要とされる機能

パーキングエリアタウンは、設置場所のみならず、地域全体の観光拠点となることが望まれると考えられます。このため、新たな観光を創出する拠点として、店舗の出店、周辺観光施設への周遊促進の2つに分類しました。

想定する整備内容は、以下とします。

- ・ イベントスペース
- ・ アウトドアショップ
- ・ バスロータリー（観光バス等受け入れ）

⑤ 防災・エネルギーステーションとして必要とされる機能

整備されるパーキングエリアタウンは、地域の防災拠点としても期待されます。各機能については、想定される平常時・災害時の活用方法も併せて整理しました。

想定する整備内容は、以下とします。

- ・ 防災ヘリポート
- ・ 貯水タンク
- ・ 水素ステーション
- ・ 太陽光発電施設

表 5.1 検討委員会及びワーキングで挙げられた意見一覧

機能	分類	検討委員会及びワーキングでの意見
① 休憩施設として必要とされる機能	基本的機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場（大型車両対応の施設入口） ● トイレ（パウダールーム） ● 温泉施設、足湯 ● コンテナ便車両の休憩所 ● 無料 Wi-Fi の整備 ● オートキャンプ場、RV パーク（車中泊施設） ● 宿泊施設 ● コインランドリー、マッサージ ● 展望台 ● コンビニエンスストア ● 軽食コーナー ● ガソリンスタンド ● 電気自動車の急速充電 ● ペット連れ利用者に優しい施設
② 情報発信施設として必要とされる機能	道路利用者	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路情報
	観光客	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の観光情報 ● ジオパークセンター、観光案内 ● アウトドアアクティビティーサービス窓口
	地元住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療情報 ● 地域文化、鳥海山ハザード情報
③ 地域連携施設として必要とされる機能	地元農林水産物の販売	<ul style="list-style-type: none"> ● カキ、水産品の直売所（漁協直売所の設置） ● 野菜・米直販所、お土産販売所
	地元食材の飲食	<ul style="list-style-type: none"> ● レストラン（環鳥海フードコート） ● 農林水産品を活用したフードコート
	働き場の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 農水産物加工場の建設（PA 開業前） ● PA 周辺の再開発（工場誘致、住宅整備等） ● 会議室
④ 新たな観光を創出する拠点として必要とされる機能	店舗の出店	<ul style="list-style-type: none"> ● アウトドアショップ ● 免税店 ● 鳥海山参道イメージの物販所 ● 地元事業者の出店
	周辺施設への周遊促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光農園（冬期対応型） ● 体験型施設（パン焼き・そば打ち・農業） ● 小山崎遺跡のビジターセンター ● インバウンド観光拠点（秋田空港との連携） ● PA 周辺と遊楽里、キャンプ場、海水浴場の一体的な整備 ● PA を拠点とした各地区の観光資源を結びつけるネットワークづくり ● サイクルステーションの機能強化 ● バスロータリー（観光バス等受け入れ）
⑤ 防災・エネルギーステーションとして必要とされる機能	防災拠点関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に活用できる蓄電施設の併設 ● 防災・救急医療ヘリポートの設置 ● 貯留量を増やした燃料備蓄 ● 湧水の水飲み場（パイプライン） ● 地下水を利用した貯水タンク
	エネルギー関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光、風力、バイオガス等の再生可能エネルギー発電を活用 ● 水素燃料提供可能な拠点

6. 施設規模及び配置

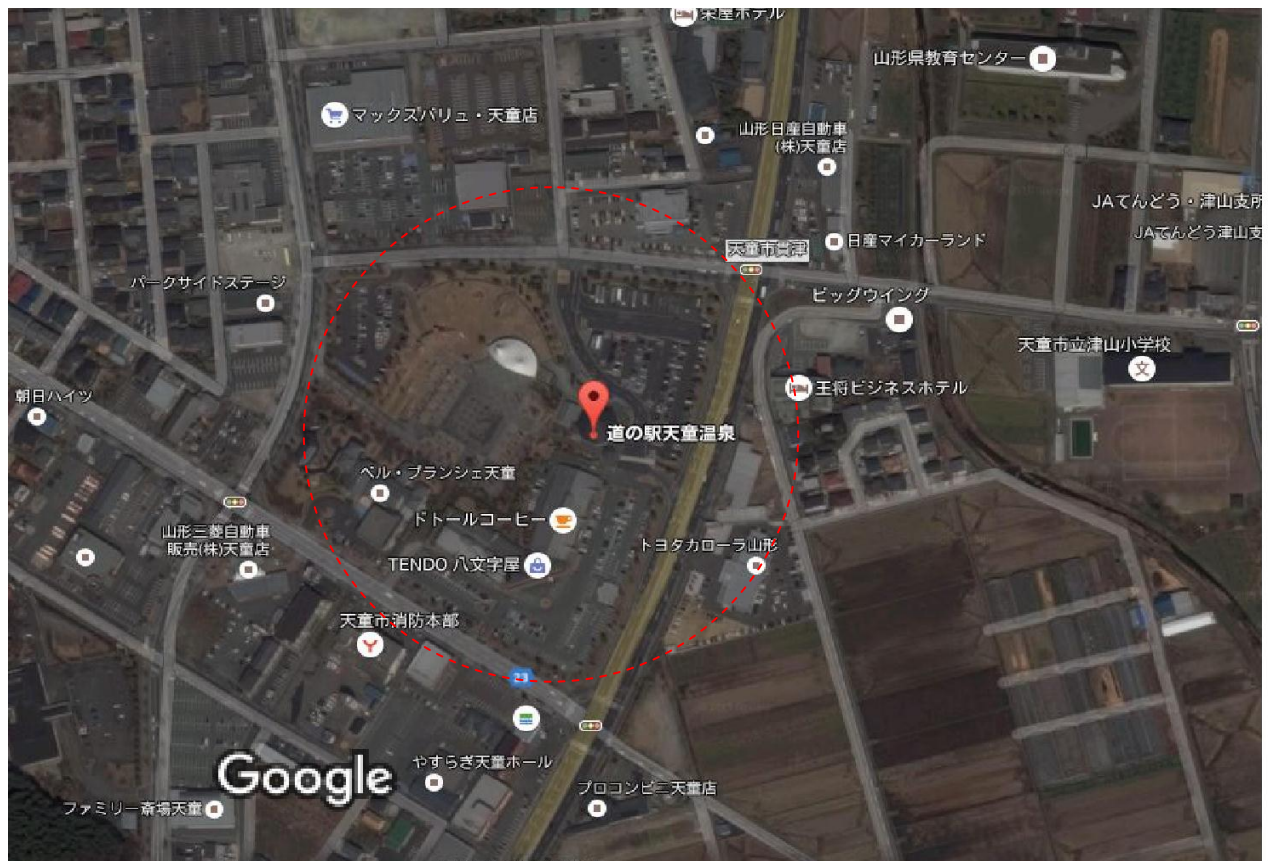
道の駅の整備にあたっては、整備の方向性、提供サービスなどにより敷地面積が変化することが想定されます。

今後、詳細な交通量予測、事業費、採算性、用地確保の検討が必要となりますが、新たに整備する道の駅については、5. 求められる機能と施設の概要で掲げた想定される整備内容を積み上げた結果、将来的な拡張性や多目的広場の設置なども考慮し、30,000 m²程度の規模の整備が望ましいと考えられます。

参考として県内で同規模の敷地面積を有する道の駅を、表 6.1、図 6.1 に示します。

表 6.1 県内の類似事例

道の駅名	敷地面積
道の駅天童温泉	34,213 m ²



©2015 DigitalGlobe、地図データ ©2015 Google、ZENRIN

100 m

出典：GoogleEarth

7. 施設の整備、管理・運営方式

公共施設の整備、管理・運営方式は、大きく以下のように区分されます。

- ・公共で施設を整備し、公共で管理・運営する公設公営方式
- ・公共で施設を整備し、民間で管理・運営する公設民営方式
- ・民間が施設を整備し、民間で管理・運営する民設民営方式

表 7.1 整備運営方式の概要

整備運営方法	運営主体	概要	施設整備	管理運営
公設公営方式	市町村	市町村が事業全体（整備から運営まで）を実施する方法。	市町村	市町村
公設民営方式	第3セクター	行政が施設を整備し、管理運営を民間に複数年契約で委ねる方式。	市町村	民間
	民間事業者	指定管理者が独立採算で事業を行う場合と、行政が委託料を支払う場合がある。		
民設民営方式 (官民連携方式)	民間事業者	施設の建設と管理運営を一体的に民間に委ねる方法。	民間	民間

山形県内の「道の駅」では、自治体が整備を実施し、運営を民間に委ねる公設民営方式が大半を占めます。全国的にも同様の傾向であります。近年では官民連携方式（PFI方式）をはじめとした民間活力型の手法が取り入れられてきており、様々な公共施設が竣工し、運営を始めている先事例もみられます。

近年導入が確認される官民連携方式は、契約期間（概ね15年）で整備費を分割して事業者に支払うことで、単年度あたりの行政の支出額は低減されます。また、設計・施工・運営・維持管理まで一貫して同じ民間企業が行うため、整備・経営方針にぶれがなく、事業全体の効率性が向上するなどメリットを有します。一方で、目的設定の失敗、官民の役割分担の調整不足、非競争の欠如など失敗に繋がる事例も確認されます。

新たに整備される道の駅は、事業者の視点から収益性を確保する必要があるため、整備、管理・運営方式については、収益性が担保できる手法が望ましいと考えられます。一方で、収益性にあわせて地元の雇用創出、地域住民の利活用といった、公益性についても担保する必要があります。

施設の整備、管理・運営方法の決定に際しては、取組み事例が多い公設民営方式が有力であると考えられますが、収益性と公益性のバランスを検討し、官民連携方式も視野に入れた検討をする必要があります。

8. 整備に当たって配慮すべき項目

(1) 庁内調整会議での意見

- ・ 農業用地の除害要件をクリアし除外する必要（農業振興係）
- ・ 法定外公共財産（道路）の立ち合いが必要（水産林業係）
- ・ 土地改良区の幹線管路水路があるため、別途協議が必要（水産林業係）
- ・ 農地箇所については、農地転用の許可が必要（農地管理係）
- ・ 事前の表面踏査や状況によっては、埋蔵文化財の試掘等が必要になる可能性あり（文化係）
- ・ 道路管理者（国道 345 号・県管理）と別途協議が必要（土木係）
- ・ 10,000 m²越となれば、開発許可必要（管理係）
- ・ 都市計画道路沿線のため県景観条例の届出対象（管理係）
- ・ 雨水排水処理計画について十分検討必要（管理係）
- ・ 水道管の敷設が必要。100mm を敷設の場合は、丸子橋の越境工事が必要（上水道係）
- ・ 下水道に接続（下山崎へ）する場合は、下水道許可の必要性があるため、事前協議が必要（下水道係）

庁内調整会議では以上のような意見がでており、完成までの全体スケジュールが遅れることのないよう、庁内及び関係機関との連携・調整を十分に図りながら事業を進めることが必要であると考えます。

(2) 計画検討委員会及びワーキンググループでの意見

- ・ 現在の道の駅鳥海「ふらっと」については、全部移転が望ましい。ただし、遊佐・象潟道路が開通するまでの間は、国道 7 号も一定の交通量が見込まれることから、その点を考慮するとともに、移転した後の施設の有効活用も検討していただきたい。
- ・ 高速道路利用者だけでなく、地域住民や一般道利用者にも利用しやすい施設にしていきたい。
- ・ 魅力的な施設となるためには建物の整備だけではなく、ソフト面の開発や人材確保にも力をいれていただきたい。
- ・ 安定した経営基盤を構築するために、各事業の採算性・事業性を調査・検討したうえで建設計画を進めていただきたい。
- ・ 町内の周辺事業者から積極的に参画していただきたい。
- ・ 岩ガキは整備のコンセプトのキーワードとしても掲げている。新たに設置する道の駅の目玉となるよう、現在行っている養殖等可能性調査の結果を受けて、計画的に進めていただきたい。

計画検討委員会及びワーキンググループでは以上のような意見がでており、これらに配慮しながら事業を進めることが必要であると考えます。

9. 資料

- (1) 遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会設置要綱
- (2) 遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会委員名簿
- (3) 遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会ワーキンググループ規約
- (4) 遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会審議経過
- (5) 計画路線図等

遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 日本海沿岸東北自動車道の遊佐町内区間の開通に合わせ、町が新たに整備する道の駅を中心とした多機能型休憩施設「遊佐パーキングエリアタウン」(以下「施設」という。)の計画策定のため、調査及び研究を行う遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、町長に意見書を提出するものとする。

- (1) 施設の機能及びサービスに関すること。
- (2) 施設の管理及び運営に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 農水産業、商業、工業又は観光に関する知識経験を有する者
- (2) 防災関係機関、教育機関、金融機関又はNPOに所属し、その専門的知識を有する者
- (3) その他町長が適当と認める者

3 委員は、委員会が前条の規定により意見書を提出し、町長がその任務を完了したと認めるときをもって、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

(庶務) 第8条 委員会の庶務は、企画課及び地域生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

アドバイザー

所 属 等	氏 名	備 考
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 副所長（道路）	藤原 久	
庄内総合支庁 建設部 道路計画課長	佐々木 泰次	

委員

No.	所 属 等	氏 名	備 考
1	遊佐町商工会 会長	本間 知広	
2	NPO法人遊佐鳥海観光協会 理事長	庄司 茂正	
3	庄内みどり農業協同組合 遊佐支店長	佐藤 一之	
4	公益社団法人酒田青年会議所 理事長	菊池 武彦	
5	NPO法人極楽鳥海人 理事長	太田 薫	
6	遊佐町農業委員会 会長	高橋 正樹	
7	株式会社庄内銀行 遊佐支店長	菅 隆悦	
8	株式会社きらやか銀行 遊佐支店長	佐藤 要	
9	ひまわりの会 会長	斎藤 津和子	
10	元気な浜店 店長	本多 寿賀子	
11	遊佐町建設業組合 会長	菅原 平行	
12	NPO法人いなか暮らし遊佐応援団 理事長	長登 文一	
13	酒田地区広域行政組合消防署遊佐分署 分署長	高橋 洋	
14	山形県漁業協同組合 理事	伊原 光臣	
15	東北公益文科大学 教授	温井 亨	

オブザーバー

所 属 等	氏 名	備 考
酒田市 建設部土木課長	村上 清明	
酒田市 商工観光部観光振興課長	宮崎 和幸	

遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会ワーキンググループ規約

(趣旨)

第1条 本規約は、遊佐パーキングエリアタウン構想（以下「本構想」という。）の趣旨に賛同し、本構想の計画化に寄与することを目的としたワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の組織及び運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(ワーキンググループの業務)

第2条 ワーキンググループは、遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）において調査、研究及び検討を行う際の補助機関として、次の業務を行う。

- (1) 本構想を実現するための民間側での事業計画の立案
- (2) 本構想の計画化における素案作成の支援
- (3) その他本構想の計画化に向け委員が必要と認めた活動

(ワーキンググループの委員)

第3条 ワーキンググループの委員は、別表のとおりとする。

2 ワーキンググループの委員は、委員各自の求めにより協議のうえ追加することができる。

(庶務)

第4条 ワーキンググループの庶務は、検討委員会の庶務を処理する者がこれを行う。

附 則




この規約は、平成27年5月29日から施行する。




(別表)

No.	所 属 等	氏 名	担当
1	NPO法人極楽鳥海人 副理事長	加賀谷 聡一	広域連携
2	NPO法人極楽鳥海人 副理事長	佐藤 一幸	
3	遊佐町商工会 副会長	阿部 勝志 (座長)	商工振興
4	荘内銀行 遊佐支店長	菅 隆悦	
5	NPO法人遊佐鳥海観光協会 事務局長	村井 仁	観光振興
6	鳥海山シートゥーサミット実行委員会 委員長	佐藤 香奈子	
7	遊佐町総合交流促進施設株式会社 取締役常務	森 康彰	観光物産開 発
8	遊佐町優良特産品推進部会 会長	太田 薫 (座長代理)	

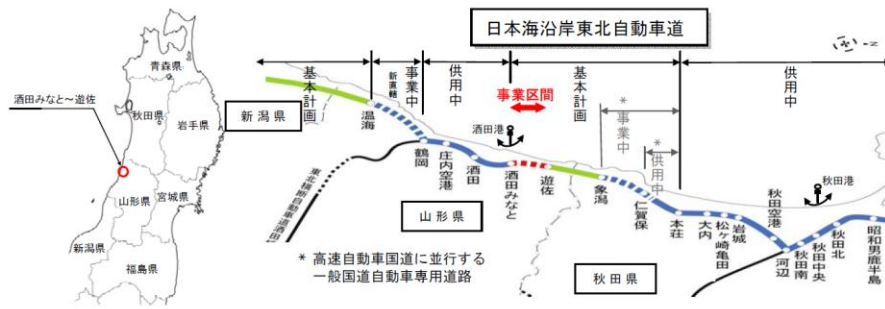
専門委員	東北公益文科大学 教授	温井 亨
------	-------------	------

遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会審議経過

日時	実施内容
平成 27 年 5 月 29 日 第 1 回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでの経緯について ● ワーキンググループでの協議・実施事項について ● 第 1 回計画検討委員会での協議事項について
平成 27 年 6 月 17 日 第 1 回計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画検討委員会の組織図、計画策定に係るスケジュールについて ● 道の駅整備にかかる基本要件について ● 基本方針、機能（案）の提示、意見交換 休憩機能、情報発信機能、地域連携機能に関して、想定される機能の抽出などを実施。
平成 27 年 8 月 21 日 整備事例視察研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 「道の駅」安達（福島県二本松市）、東北自動車道国見 SA（福島県国見町）の視察 年間利用者が 470 万人に達する道の駅を視察。コンビニエンスストアの導入など、先進事例を確認。 <div data-bbox="644 902 906 947" style="text-align: center;"> コンビニエンスストアの設置状況 （運営は、公社で実施） </div>  <p style="text-align: right;">(株) 二本松市振興公社からの概要説明</p> 
平成 27 年 8 月 31 日 第 2 回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> ● 視察結果について ● 次回計画検討委員会に向けた協議事項について 整備コンセプト（案）に関する議論を実施。 

日時	実施内容
平成 27 年 10 月 7 日 第 2 回計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 道の駅の概要について 一体型整備と単独型整備の違いや、駐車場整備の目安等を確認。 ● 整備に係る検討事項と意見交換 整備目的とコンセプト、接続方法、求められる機能と概要について、議論。目玉となる岩がきについて、意見交換を実施。 
平成 27 年 10 月 26 日 「地域振興と道の駅」講演会	<ul style="list-style-type: none"> ● 講師（(株)田園プラザ川場取締役会長・長野大学客員教授 三田氏） 「田園プラザ川場」の取組みに関する講演 
平成 27 年 10 月 26 日 第 3 回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画検討委員会へ向けた協議事項について 整備目的のコンセプト、管理手法・運営手法について討議。
平成 27 年 11 月 11 日～12 日 整備事例視察研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 新東名高速道路SA・PA（静岡県）、水素ステーション、刈谷ハイウェイオアシス（愛知県）の視察 SA（道の駅）のテーマ性など見せ方・集客の仕方を確認。 ガソリンスタンドと併設型の水素ステーションを視察、現在の普及状況や今後の見通しを確認。  <p style="text-align: center;">水素ステーションの説明</p>

日時	実施内容
<p>平成 27 年 11 月 26 日 第 3 回計画検討委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画検討委員会意見書（案）について 岩がき資源量調査に関する経過報告 ふらっとの位置づけ、温泉施設の移設などについて、議論を実施。 
<p>平成 27 年 12 月 6 日 講演・意見交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 講師 藤原昌高氏 これからの道の駅整備について、主に遊佐の漁業・水産品の視点から意見交換
<p>平成 27 年 12 月 7 日 第 4 回ワーキンググループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画委検討委員会意見書について 整備する場所、求められる機能と施設の概要、管理・運営方式などについて、議論を実施。 
<p>平成 27 年 12 月 16 日 第 4 回計画検討委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画検討委員会意見書について ● 意見書の提出



酒田みなとICから秋田方面を望む

凡	例											
供	用	中	■									
平	成	21	年	度	新	規	標	準	化	区	間	〰
調	査	中	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

日沿道酒田みなと～遊佐の事業概要

出典：国土交通省酒田河川国道事務所



一般国道7号 遊佐象潟道路の事業概要

出典：国土交通省酒田河川国道事務所